



# 長野県報

1月7日(木)  
令和3年  
(2021年)  
第168号

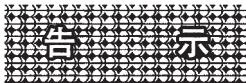
## 目 次

### 告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出（介護支援課）	2
指定管理者の指定（労働雇用課）	2
公共測量の終了（建設政策課）	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更（道路管理課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（6件）（砂防課）	3
指定管理者の指定（2件）（都市・まちづくり課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出（会計課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	5
委員長に選任された者の住所及び氏名（選挙管理委員会）	5
公職選挙法に基づくポスターの掲示の禁止（選挙管理委員会）	6
公職選挙法に基づく寄附の禁止（選挙管理委員会）	6
地方自治法等に基づく直接請求のための署名の禁止（選挙管理委員会）	6

### 公 告

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	6
都市計画案の縦覧（2件）（都市・まちづくり課）	6
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	7
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	7
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	7
土地改良区連合役員の退任の届出（農地整備課）	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請結果の決定及び縦覧（農地整備課）	8
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（生活排水課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（医療政策課）	9


**長野県告示第1号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

(住宅型有料老人ホーム)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
社会福祉法人暖家 (通所介護)	スムtoマール	長野市大字鶴賀34-1	平成30年3月20日
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
ジェーケー株式会社	つどい岡田	松本市岡田町102番地2	令和2年12月31日

介護支援課

**長野県告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県戸倉野外趣味活動センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
千曲市
- (2) 主たる事務所の所在地  
千曲市杭瀬下二丁目1番地

## 2 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

労働雇用課

**長野県告示第3号**

小谷村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量  
空中写真撮影及び写真地図 地図情報レベル2500 267.91 km<sup>2</sup>

## 2 作業期間

令和2年6月29日から令和2年12月11日まで

## 3 作業地域

北安曇郡小谷村

建設政策課

**長野県告示第4号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の指定を次のとおり変更します。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

新旧別	道路の種類	路線名	区間
旧	一般国道	361号	伊那市高遠町西高遠1718番の1地先から 伊那市高遠町西高遠1628番の1地先まで
新	同上	同上	伊那市高遠町西高遠1718番の1地先から 伊那市高遠町西高遠1625番の7地先まで

道路管理課

**長野県告示第5号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

- (1) 一部について指定を解除する区域の名称  
広瀬(1)及び坂高木ーア
- (2) 一部について指定を解除する区域  
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第6号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部守一

- (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

岩井堂沢

- (2) 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第7号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部守一

- (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

上手木戸沢

- (2) 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第8号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部守一

- (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

千草川

- (2) 指定の区域

東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第9号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部守一

- (1) 一部について指定を解除する区域の名称

市の川

- (2) 一部について指定を解除する区域

東筑摩郡麻績村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第10号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部守一

- (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

日岐沢-1

- (2) 指定の区域

東筑摩郡生坂村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第11号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年1月7日

- (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

南岡沢及び前ヶ沢

- (2) 指定の区域

北安曇郡池田町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県風越公園（長野県飯田創造館を除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

飯田市

## (2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

## 2 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**都市・まちづくり課**

**長野県告示第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

## (1) 名称

飯田市

## (2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

## 2 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**都市・まちづくり課**

**長野県告示第14号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年12月28日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	ながの農業協同組合 栄出張所	長野県下水内郡栄村 大字北信3433	長野県下水内郡栄村 大字北信3433 ながの農業協同組合 栄出張所
旧		長野県下水内郡栄村 大字堺1190-2	長野県下水内郡栄村 大字堺1190-2 ながの農業協同組合 栄出張所

**会 計 課**

**長野県飯田建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月7日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

## 1 (1) 道路の種類 一般国道

## (2) 路線名 153号

## (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡高森町山吹4087番の1地先から下伊那郡高森町山吹4516番地先まで	旧	14.9~31.6	0.3100
同上	新	14.9~34.1	0.3100

## 2 (1) 道路の種類 県道

## (2) 路線名 市ノ沢山吹停車場線

## (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村河野3621番の1地先から下伊那郡高森町山吹5679番の2地先まで	旧	3.0~29.0	1.6295
同上	新	3.0~29.0	1.6295
下伊那郡豊丘村河野1668番の1地先から下伊那郡高森町山吹5679番の2地先まで	新	3.0~34.1	2.7510

**道路管理課**

**長野県木曽建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月7日

長野県木曽建設事務所長 小林敏昭

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 開田三岳福島線  
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町開田高原西野5227番の875地先から木曽郡木曽町開田高原西野5228番の63番地先まで	旧	m 13.8~36.9	km 0.1906
同上	新	m 15.2~36.9	km 0.1903

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町三岳白川2621番の4地先から木曽郡木曽町三岳白川2629番の10地先まで	旧	m 10.4~36.6	km 0.1737
同上	新	m 10.4~36.6	km 0.1692

道路管理課

道路管理課

**長野県北信建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。  
 その関係図面は、告示の日から令和3年1月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月7日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 道路の種類 一般国道  
 2 路線名 292号  
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字平穏字五葉峯7030番の1地先から下高井郡山ノ内町大字平穏字十二沢比良7042番の2地先まで	旧	m 11.8~25.4	km 0.5605
同上	新	m 17.1~26.1	km 0.5605

道路管理課

道路管理課

**長野県木曽建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。  
 その関係図面は、告示の日から令和3年1月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月7日

- 長野県木曽建設事務所長 小林 敏昭  
 1(1) 路線名 開田三岳福島線  
 (2) 供用を開始する区間  
 木曽郡木曽町開田高原西野5227番の875地先から木曽郡木曽町開田高原西野5228番の63地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 令和3年1月7日  
 2(1) 路線名 宮ノ越停車場線  
 (2) 供用を開始する区間  
 木曽郡木曽町大字日義2234番地先から木曽郡木曽町大字日義2190番の2地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 令和3年1月7日

道路管理課

**長野県北信建設事務所告示第2号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年1月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年1月7日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 路線名 292号  
 2 供用を開始する区間  
 下高井郡山ノ内町大字平穏字十二沢比良7048番の3地先から下高井郡山ノ内町大字平穏字十二沢比良7042番の2地先まで  
 3 供用を開始する期日 令和3年1月7日

道路管理課

**選告示第1号**

令和2年12月22日開催の長野県選挙管理委員会臨時会において、委員長に選任された者の住所及び氏名は、次のとおりです。

令和3年1月7日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

- 1 住所 上伊那郡中川村葛島959番地1  
 2 氏名 北島 靖生

選挙管理委員会

**選告示第2号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、参議院長野県選出議員補欠選挙を行う事由が生じたため、令和3年1月8日から当該選挙の期日までの間、同法第143条第16項の規定により、同項第2号に規定するポスターを掲示することができません。

令和3年1月7日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

選挙管理委員会

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

選挙管理委員会

**選告示第4号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、参議院長野県選出議員補欠選挙を行う事由が生じたため、令和3年2月24日から当該選挙の期日までの間、長野県の区域内においては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づく全ての直接請求のための署名を求めることができません。

令和3年1月7日

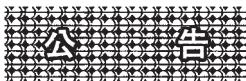
長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

選挙管理委員会

**選告示第3号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、参議院長野県選出議員補欠選挙を行う事由が生じたため、令和3年1月25日から当該選挙の期日までの間、同法第199条の5の規定により、寄附をすることができません。

令和3年1月7日

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

調査を行った者の名 称	調査を行った時 期	成 果 の 名 称	調 査 を 行 っ た 地 域	認 証 年 月 日
佐久市	平成23年度から 平成27年度まで	地籍簿及び地籍図	湯原の一部	令和2年12月24日
木曽郡木曽町	平成23年度から 平成24年度まで	地籍簿及び地籍図	木曽町福島の一部	令和2年12月24日
長野市	平成30年度から 令和元年度まで	地籍簿及び地籍図	戸隠豊岡の一部	令和2年12月24日
下高井郡木島平村	平成27年度から 平成30年度まで	地籍簿及び地籍図	大字穗高の一部及び往郷の一部	令和2年12月24日

農地整備課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年1月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画道路 3・5・6号出川浅間線

松本都市計画道路 3・6・8号末広線

## 2 都市計画を定める土地の区域

松本都市計画道路 3・5・6号出川浅間線

平成16年松本市告示第391号の土地の区域のうち松本市浅間温泉3丁目の一部を変更する。

松本都市計画道路 3・6・8号末広線

昭和55年長野県告示第135号の土地の区域を廃止する。

## 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所、松